

和歌山工業高等専門学校電気情報工学科同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、和歌山工業高等専門学校電気情報工学科同窓会（以下、「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の交流と親睦を図るとともに、和歌山工業高等専門学校（以下、「母校」という。）の発展に寄与し、在学を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流と親睦を図る事業
- (2) 母校の発展に寄与する事業
- (3) 在学を支援する事業
- (4) 母校の他同窓会との交流、協力に関する事業
- (5) 本会のホームページの運営に関する事業
- (6) その他、本会の目的に沿った事業

第2章 会員

(会員の構成)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 電気工学科又は電気情報工学科に在籍した者
- (2) 準会員 電気情報工学科の在学
- (3) 特別会員 教職員又は本会の趣旨に賛同する者で幹事会が認めた者

第3章 役員

(役員の構成)

第5条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 各期毎に1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監査 1名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長 幹事の中から幹事会において議決する。
- (2) 副会長 幹事の中から会長が指名し、幹事会において議決する。
- (3) 幹事 各期の中から選出する。ただし、高齢等を事由として選出しないことができる。
- (4) 事務局長 母校に常勤する正会員の中から幹事会において議決する。
- (5) 会計 正会員の中から幹事会において議決する。
- (6) 監査 幹事の中から幹事会において議決する。

(任期)

第7条 役員の任期は2年とし、監査を除く役員は再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 幹事会において出席会員の過半数により役員を解任することができる。この際、速やかに次期役員を決定しなければならない。

第4章 顧問

(顧問)

第8条 本会への指導と援助のために必要に応じて、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、幹事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。

第5章 幹事会

(幹事会)

第9条 幹事会は、本会の役員をもって構成し、本会の運営に関することを審議する。

(幹事会の開会)

第10条 幹事会は、会計年度において最低1回以上開催するものとし、会長又は副会長が主催する。

(議決)

第11条 幹事会の議決は、幹事会参加の幹事の過半数により可決する。なお、委任状をもって幹事会の出席と認め、受任者は、議決権を行使することができる。可否同数の場合は、会長が可否を決定することができる。

第6章 会計

(会費)

第12条 会員は、入会金5千円を納付するものとする。ただし、特別会員は入会金を免除する。

2 幹事会の議決を経て会員から臨時の会費を徴収できる。

(帳簿の保管)

第13条 本会の会計を整理するために次の簿冊を備える。

- (1) 金銭出納帳
- (2) 預金通帳

(寄付)

第14条 本会への寄付は、会長、副会長又は事務局長が受領することができる。

2 寄付を受領した際には、会計が預金通帳へ速やかに入金し、遅滞なく金銭出納帳へ記載をしなければならない。

(会計年)

第15条 本会の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(予算)

第16条 本会の予算は、幹事会で審議し、議決を得なければならない。

(会計報告)

第17条 会計年度終了時に監査を受けるとともに、幹事会において収支報告をし、議決を得なければならない。

(預金通帳等の保管)

第18条 会計は金銭出納帳及び預金通帳、事務局長は印鑑を保管するものとする。

(出金・入金)

第19条 会計は、預金通帳から出金する場合、事務局長から印鑑を借用するものとする。なお、その目的が達せられた場合、直ちに事務局長へ印鑑を返納しなければならない。

2 会計は、預金通帳から出金又は入金した場合、遅滞なく金銭出納帳及び預金通帳へ記載しなければならない。

第7章 事務局

(任務者)

第20条 事務局の業務は、事務局長がその任にあたる。

(業務)

第21条 事務局の業務は、次のとおりとする。

- (1) 幹事会開催のための事務
- (2) 予算の立案
- (3) 事業実施のための事務
- (4) 金銭の保管、出納及び会計処理
- (5) ホームページの運営
- (6) その他会長または副会長が求めた業務

(事務局)

第22条 本会の事務局を事務局長宅又は事務局長の指示した場所に置く。

(WEB 管理者)

第23条 ホームページの運営のために WEB 管理者若干名を置くことができる。

2 WEB 管理者は、事務局が推薦し、幹事会が認めた者とする。

第8章 会則の改正

(会則の改正)

第24条 会則の改正は、幹事会の議決を経なければならない。

附則

本会則は平成3年4月29日より施行する。

附則

本会則は平成20年4月12日より施行する。

附則

本会則は平成23年4月23日より施行する。

附則

本会則は平成30年4月23日より施行する。

附則

本会則は令和2年8月31日より施行する。

附則

本会則は令和5年1月28日より施行する。